

盗んではならない、これはどういうことですか。

ルカ12:13～21 / 李正雨師

最近、私は受洗のための洗礼教育を行っています。そのために、ルターが書いた小教理問答を受洗者と共に読み、み言葉を分かち合っています。小教理問答は、ルターが当時の信徒の教育のために書いた本なので、受洗者の教育のためにはふさわしい本だと思います。それでこの本を選び、お互いにこの本のテーマに関わる様々な話を交わしながら、洗礼教育を行っています。先週の教育時間には、十戒について勉強しました。第1戒めから第7戒めまで勉強しましたが、そのうち第7戒めである「盗んではならない」という戒めから多くのことを学び、感じることができました。神様は、この7番目の戒めによって盗むことを禁じておられます。そして、出エジプト記21章37節には、盗むことに対する賠償について書かれていますが、最大5倍まで賠償することを命じています。ユダヤ人たちは、この十戒を徹底的に守りました。盗むことができないように厳しく治められ、盗みについての罰もひどかったのです。

ヨシュア記7章を見ると、戦利品を盗んだ人の話が出ています。アカンという人ですが、彼はエリコ城の戦利品を取り、自分の天幕の中に隠しました。これは十戒の7番目の命令を破ることであり、戦争中のイスラエル人の心と秩序を乱すことでした。このことによってイスラエルは戦争に負け、アカンのしたことは見つかります。そしてアカンはひどい罰を受けることになりました。アコルの谷という場所で、アカンと彼の家族は石で打ち殺されます。このことについていくつかの解釈がありますが、このことによって、ユダヤ社会での盗みの対価は、非常に厳しかったということが分かります。イエス様の時代にも、盗みは非常に良くないことでした。ルカによる福音書第20章47節で、イエス様も律法を利用してやもめの家を食物にする律法学者を見られ、人一倍厳しい裁きを受けることになると言われました。それほど、盗みはユダヤの社会で良くないもの、厳しく取り扱われることでした。

それで当時のユダヤ人たちは、盗んではならないという戒めは、一生懸命守ったと思います。しかし残念ながら、この戒めが与えられた理由、戒めの意味について考慮するよりは守ることだけに夢中になっていたと思います。神様の戒めだから守らなければならない、守らなければ厳しい罰を受けることになるというのが、当時の一般的なユダヤ人の考えでした。これは、盗むことについての戒めだけでなく、他の戒めについても同じでした。戒めを熱心に守り、守る方法も研究をしましたが、なぜ戒めが重要なのか、なぜ守らなければならないのかについては、よく分かっていませんでした。そのため、律法学者やファリサイ派の人々は、常にイエス様と議論しましたが、その議論に勝つことはできませんでした。戒めの意味が分からなかったからでしょう。宗教改革者マルティン・ルターは、この7番目の戒め、「盗んではならない」についてこのように語りました。「私たちは神を畏れ、愛するのだ。だから私たちは隣人のお金や持ち物を取ったり、いつもの品物や取引で自分のものにしたりせず、かえってその持ち物や食べ物において彼らを助け、よりよくし、守るのだ。」

ルターの解釈は、神様が私たちに7番目の戒めを与えられた理由をよく示しています。隣人のものを自分のものにしてはならないことだけでなく、かえって隣人を助け、守ってあげること。これが「盗んではならない」という戒めの本来の意味なのです。単純に品物を盗んだのか、盗んでいないのかについてのことではありません。隣人のものを守ってあげることまでが、7番目の戒めの意味だったのです。しかし、イエス様の時代のユダヤ人たちは、この律法を守ることだけに集中しました。それで、守れば正しいこと、守れなかったら正しくないことを行ったと思いました。このような観点から今日の福音書を見ると、私たちは、より簡単に今日の福音書の言葉を理解することができるのだと思います。

今日の福音書は遺産分けの問題から始まります。13節の言葉です。「群衆の一人が言った。『先生、わた

しにも遺産を分けてくれるように兄弟に言ってください。』」なぜこの人が遺産のことを持ってイエス様のところに出たのかについては、推測するしかないと思います。しかし、イエス様のお答えを通して知ることができるのは、遺産分けに問題が起こったというよりは、遺産分けに不満を持ち、イエス様を利用しようとしたようです。イエス様は15節で「有り余るほど物を持っていても」とおっしゃいますが、この言葉によって、彼が有り余るほど財産を持っていたということを推測することができます。それにもかかわらず、彼はイエス様に遺産分けについての助言を求めます。多分、遺産をより多くもらいたかったからでしょう。そして、イエス様にこのような要求をしたのは、イエス様を律法の専門家として考えていたからだだと思います。

今日の福音書の前の箇所であるルカによる福音書11章には、律法の専門家たちと議論なさるイエス様の姿について書かれています。この議論の様子は、多くの人々にイエス様を律法の専門家のように見させたのだと思います。さらに、当時の律法学者たちは、法律を研究していたので、民の財産分けにも関わっていました。申命記21章、民数記27章と36章には、遺産についての律法が書かれており、律法学者たちは、これをよく知っていました。そして今日の福音書の話は、イエス様と律法の専門家の議論の後に起こったことでした。ですから、イエス様の議論を見た彼は、イエス様に遺産分けについて助言を求めたのです。しかし、イエス様は「だれがわたしを、あなたがたの裁判官や調停人に任命したのか(14節)。」と言われます。律法は遺産分けのために立てられたものではなかったからです。

イエス様は続いてたとえを話されます。あるお金持ちの話ですが、このたとえ話の中で、お金持ちは神様の裁きによって死を迎えるようになります。ところが、皆様、このたとえの中で、このお金持ちの過ちを一度探してみてください。お金持ちが間違っていることがあると思いますか？お金持ちは律法を破ったり、他人のものを盗んだり、偽ったりすることはしませんでした。このたとえだけを見てみると、お金持ちの過ちを特に探すことはできません。しかし、お金持ちに死が与えられました。では、イエス様はこのたとえを通して、私たちに何を教えておられるのでしょうか。これは、私たちが目指すべきこと、戒めの本来の意味である隣人への愛だだと思います。神様の戒めは、ただ守ることに終わるものではありません。単純に姦淫したことはないからといって、殺したことがないからといって、神様の戒めをすべて守ったとは言えません。先ほど申し上げたように、盗んだことがないからといって、第7の戒めを完璧に守ったわけではありません。隣人への愛がなければ、隣人を助けずに守らなければ、神様の戒めを守ったわけではありません。イエス様のたとえに登場したお金持ちには、このような心はありませんでした。自分だけのために倉を大きく建て、自分だけのために穀物と財産を蓄えました。これは、この世の法律には触れていないことですが、神様の法律、律法には触れることでした。イエス様は今日の福音書21節でこう言われます。「自分のために富を積んでも、神の前に豊かにならない者はこのとおりのだ。」隣人を助けない、守らない人のように愚かな者はいません。なぜなら、神様は貧困な人々の弁護者になってくださるからです。

ルターは大教理問答で、この7番目の戒めは、貧しい人のためのものだと言いました。そしてこの戒めを「禁止と分かち合い」として分けました。隣人に損害を与えてはならないということと、隣人を助けて自分のものを分けることがこの戒めを守ることだと言いました。今日の福音書でのお金持ちは、この戒めを守ることができなかったのです。箴言19章17節にはこう書かれています。「弱者を憐れむ人は主に貸す人。その行いは必ず報いられる。」私たちの隣人のために祈り、助け、必要なものを満たしてあげる者は、神様が豊かに報われます。人の命は、財産にあるではありません。これを覚え、隣人のものを貪らず、むしろ隣人のものを守ってあげる皆様になりますように。神様が隣人を助ける皆様に祝福し、永遠の命に導いてくださいますように、主の御名によって祈ります。アーメン